

一般社団法人栃木県浄化槽協会 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人栃木県浄化槽協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、浄化槽の適正な工事及び維持管理と製造販売についての指導並びに研修等を行い、もって環境衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 浄化槽に関する調査及び研究
- (2) 浄化槽の設計、工事及び維持管理に関する指導
- (3) 浄化槽に関する各種研修会及び講習会の開催
- (4) 管理者に対する浄化槽に関する知識の普及及び啓蒙
- (5) 浄化槽に関する資料の刊行
- (6) 浄化槽法の規定に基づく水質に関する検査業務
- (7) 浄化槽に関する各種関係機関との連絡調整
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

(会 員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した浄化槽の工事、維持管理、製造販売を業とする個人又は法人

(2) 賛助会員 この法人の目的達成に賛助協力する者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下単に一般社団・財団法人法という）上の社員とする。

(会員名簿)

第6条 この法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

(入 会)

第7条 この法人に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事

会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 この法人の会員は、別に定める規程により入会金及び会費を納入しなければならない。

2 この法人は、会員の既納の入会金、会費等は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(退 会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届をこの法人に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、当該総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、その旨を通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第 8 条の支払義務を 1 年以上しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。